

公益財団法人全日本柔道連盟 表彰規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟定款第 4 条第 1 項第 5 号に規定する事業のうち、表彰ならびに他団体の表彰への推薦に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 この規程は、柔道の普及・振興に貢献した個人・団体の荣誉・業績を称えることにより、柔道の普及・振興に資することを目的とする。

2. この目的を遂行するため、次の事項を審議し決定する。ただし、本連盟が行う表彰については、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 功績のあった個人・団体の表彰または推薦。
- (2) 叙勲・褒賞等の推薦。
- (3) その他必要な事項。

(表彰・推薦の基準)

第 3 条 表彰または推薦の基準は次のとおりとする。

(1) 功労者

多年にわたり、柔道の指導と普及・振興に貢献し、社会体育の振興に尽力し功績のあった者。

(2) 優良団体

多年にわたり、柔道の普及・振興の組織化に努力し、団体活動が活発で他の模範となり、またその活動が組織内の活動にとどまらず広く地域の体育振興に寄与し、功績が顕著な団体。

(3) スポーツ功労者

オリンピック柔道競技、世界柔道選手権大会等で優秀な成績をあげた選手またはその指導にあたった監督・コーチ等の指導者。

(4) スポーツ優良者

全日本または全国的な柔道大会での成績が優秀で、他の模範となる競技者。

(5) スポーツ優良団体

全日本または全国的な柔道大会での成績が優秀で、他の模範となる競技団体。

(6) 教育的功労者・団体

多年にわたり、地道な柔道の教育、普及・振興活動に携わり、その努力が大いに認められる者・団体、または地域の柔道の普及・振興に貢献した者・団体。

(7) その他の表彰または推薦

選手、指導者または団体として、柔道の普及・振興に関し、特に功績の顕著な者・団体。

(8) 永年勤続功労者

本連盟の役員、評議員、専門委員会委員等として、永年にわたり柔道の普及・振興に尽力し、その功績の顕著な者。

(意見の聴取)

第4条 表彰または推薦について、必要に応じ、関係専門委員会または加盟団体等の意見を聴くこととし、これらの推挙を受けることができるものとする。

(表彰の方法)

第5条 本連盟において表彰するときは、表彰状または感謝状を授与する。

2. 表彰状または感謝状に併せて、記念品を贈呈することができる。

付則

1. この規程は平成10年4月1日から施行する。

2. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。